

出席停止のお知らせ

このたびのお子さんの病気が、下表にあるような感染症と診断された場合は、学校保健安全法で感染のおそれなくなるまで出席停止と定められています。これらの病気を「学校において予防すべき感染症」と言い、三種類（第一種～第三種）に分類されています。

第一種は、エボラ出血熱やペストなど危険性が極めて高い感染症です。第二種と第三種の感染症の種類及び出席停止期間は、下表のとおりです。

第二種 感染症の種類	出席停止期間
インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消滅するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風疹（三日ばしか）	発疹が消失するまで
水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化する（かさぶたができる）まで
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
結核	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
※髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで

※髄膜炎菌性髄膜炎は、飛沫感染するもので学校において流行を広げる可能性が高い感染症として追加されました。

第三種 感染症の種類	出席停止期間
腸管出血性大腸菌感染症(O157)	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
流行性角結膜炎	
急性出血性角結膜炎	
その他の感染症 ()	

上記の感染症にかかられた疑いがあるときは、学校を休んで医師の指示に従って療養してください。上記の規準も参考に、感染のおそれなくなり、医師の登校許可が出ましたら、下の登校届に保護者の方が記入・押印して登校時に学校に提出してください。（医師や医療機関の証明は必要ありません）

なお、出席停止期間は欠席扱いになりません。

----- きりとりせん -----
 学校長様 (登校を開始する日) 平成 年 月 日

登校届

今回の出席停止について、医師の許可が出ましたので、本日から登校します

年 組 児童氏名 _____

病名 _____ 診察を受けた医療機関名 _____

出席を停止していた期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

保護者氏名 _____ 印 _____